

# 公売のしおり(不動産・入札方式)

## 1. 参加条件

以下のいずれかに該当する方は、公売への参加及び財産の買受けができません。

- ①国税徴収法第92条又は第108条第1項に該当する方
- ②習志野市が定めるガイドライン並びにKSI官公庁オークションに関連する規約及びガイドラインの内容を順守できない方
- ③公売財産の買受けについて、一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格等を有していない方
- ④暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員等に該当する方
- ⑤18歳未満の方(親権者等が代理人として参加する場合を除く。)
- ⑥日本語を完全に理解できない方(代理人が日本語を理解できる場合を除く。)
- ⑦日本国内に住所、連絡先がいずれもない方(代理人が日本国内に住所又は連絡先がある場合を除く。)

## 2. 公売参加申込み

(1)以下の手順で仮申込みをしてください。

- ①KSI官公庁オークションサイトにおいて、会員登録をしてない方は、必要事項を入力のうえ、IDを取得してください。
- ②入札したい物件のページから参加申込みをしてください。
- ③登録されているメールアドレス宛てに仮申込み受付メールが届きます。
- ④メールを確認いただき、必要書類の提出及び公売保証金の納付をしてください。

(2)提出書類を整え、提出してください。

- ①提出書類につきましては、公売保証金の納付方法等により異なります。
- ②必要な提出書類を作成し、習志野市に書留郵便で送付してください。
- ③各様式につきましては、習志野市ホームページより入手してください。
- ④提出すべき書類は以下の表のとおりです。

公売保証金の納付方法			
クレジットカードによる納付		銀行振込等による納付	
参 加 者 区 分	個人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・陳述書(個人用)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・陳述書(個人用)</li> <li>・公売保証金納付書兼返還請求書兼口座振替依頼書</li> </ul>
	法人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・陳述書(法人用)</li> <li>・商業登記簿に係る登記事項証明書等</li> <li>・宅地建物取引業の免許証等の写し</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・陳述書(法人用)</li> <li>・商業登記簿に係る登記事項証明書等</li> <li>・宅地建物取引業の免許証等の写し</li> <li>・公売保証金納付書兼返還請求書兼口座振替依頼書</li> </ul>

○陳述書(個人用)

- ・記載内容を確認し、必要事項を記入してください。

○陳述書(法人用)

- ・記載内容を確認し、必要事項を記入してください。
- ・別紙「入札者(買受申込者)である法人の役員に関する事項」も記入してください。
- ・役員の確認のため、商業登記簿に係る登記事項証明書等を提出してください。
- ・宅地建物取引業又は債権回収管理業の事業者である場合は、その許認可等を受けていることを証する書面(宅地建物取引業の免許証等)の写しを提出してください。

○公売保証金納付書兼返還請求書兼口座振替依頼書

- ・太枠内の必要事項を記入し、押印してください。

### 3. 公売保証金の納付

#### (1) クレジットカードによる納付

- ①申込み時にクレジットカードによる納付を選択してください。
- ②法人の場合は、法人代表者名義のクレジットカードをご使用ください。

#### (2) 銀行振込等による納付

- ①申込み時に銀行振込等による納付を選択してください。
- ②仮申込み受付メールに振込先口座情報を記載していますので、当該口座に振込

みしてください。

③入金の確認に期間を要する可能性がありますので、入札開始日の2開庁日前までに入金してください。

#### 4. 本申込み

- (1)本市において、提出書類及び公売保証金の納付が確認できましたら、仮申込みから本申込みに切替えをします。
- (2)本申込みに切替わらないと入札できませんので、必要書類の提出及び公売保証金の納付は余裕をもって行ってください。

#### 5. 入札

- (1) 入札は一度のみです。一度行った入札は、取り消しや変更はできませんので、ご注意ください。
- (2)最高価額での入札者が複数いる場合は、追加入札を行います。
- (3)追加入札終了後も最高価額での入札者が複数いる場合は、くじで最高価申込者を決定します。

#### 6. 最高価申込者及び次順位買受申込者の決定

- (1)入札期間終了後、開札を行い、最高価申込者及び次順位買受申込者を決定します。
- (2)最高価申込者及び次順位買受申込者には、入札後、習志野市からメールを送信します。
- (3)最高価申込者が買受代金を納付しなかった場合等に、次順位買受申込者に売却決定をします。

#### 7. 売却決定

- (1)最高価申込者及び次順位買受申込者に欠格事由等がないか調査等を行い、問題なければ売却決定をします。

(2) 売却決定日は、原則、開札日の3週間後です。

## 8. 買受代金の納付

(1) 買受代金納付期限(原則、売却決定日の14時30分)までに、銀行振込等にて一括で納付してください。

(2) 買受代金については、入札価額から公売保証金を除いた額を納付してください。

## 9. 次順位買受申込者

(1) 最高価申込者が買受代金の納付をしなかった場合、売却決定を取り消し、次順位買受申込者に売却決定をいたします。

(2) 次順位代金納付期限(原則、売却決定日の1週間後の14時30分)までに、銀行振込等にて一括で納付してください。

(3) 買受代金については、入札価額から公売保証金を除いた額を納付してください。

## 10. 公売保証金の返還

(1) 最高価申込者が買受代金を納付した後、最高価申込者以外の参加者に公売保証金を返還します。

(2) 公売保証金納付書兼返還請求書兼口座振替依頼書に記載された銀行口座に、習志野市から振込みをします。

(3) 入札終了後、公売保証金の返還までに期間を要する可能性がありますので、ご了承ください。

(4) 公売保証金をクレジットカードにより納付した場合は、引き落としを行いませんので、特段の手続きは必要ありません。

(5) 売却決定した最高価申込者又は次順位買受申込者が、買受代金を納付しなかつた場合は、公売保証金は返還しません。

## 11. 所有権移転の手続き

(1) 公売財産は、買受代金の全額を納付したとき、買受人に権利移転します。

- (2) 所有権移転登記については、習志野市が千葉地方法務局に嘱託します。
- (3) 以下の書類に必要事項を記入し、提出してください。なお、書類については、買受代金納付後、習志野市から送付します。
- ①所有権移転登記請求書
    - ・必要事項を記入してください。
  - ②住所証明書
    - ・買受人が個人の場合は、住民票の写しなどを提出してください。
    - ・買受人が法人の場合は、登記事項証明書などを提出してください。
  - ③登録免許税領収証書
    - ・登録免許税の金額については、習志野市よりお知らせします。
    - ・必ず原本を提出してください。
- (4) 権利移転に伴う費用(移転登記の登録免許税など)は買受人の負担となります。
- (5) 所有権移転の登記が完了するまで、入札終了後 1 カ月半程度の期間を要することがあります。